

28福保生地第112号
平成28年6月2日

各区市町村福祉主管部長 様
福祉のまちづくり主管部長 様

東京都福祉保健局生活福祉部長
高齢社会対策部長
少子社会対策部長
障害者施策推進部長
(公 印 省 略)

福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について（通知）

日頃から、福祉行政の推進に多大な御協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきましては、平成26年10月30日付26福保生地第778号により通知したところですが、福祉施設等については、引き続き整備を促進することが重要であり、特に、待機児童解消に向けて、保育サービスの拡充が喫緊の課題となっていることから、改めて、別紙のとおり、バリアフリーに関する基準の考え方を通知します。

また、都市整備局から各特定行政庁に対し、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」第14条の適用に係る基本的な考え方について、別添のとおり、通知していますので、あわせてお知らせします。

つきましては、施設の利用者の特性等の確認が必要な場合は、建築主管部署と連携して御対応いただきますようお願いいたします。

なお、「東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号）」第5条第5項の適用に係る基本的な考え方についても同様とすることを申し添えます。

【担 当】

東京都福祉保健局生活福祉部
地域福祉推進課福祉のまちづくり担当 嶋岡、鈴木
電話) 03-5320-4047(直通)

平成 28 年 6 月 2 日
東京都福祉保健局

福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について

福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について、下記のとおりお示しします。

記

1 福祉施設等の整備における課題

東京都では、将来にわたって都民が安心して生活できるよう、高齢者の多様なすまいの整備や地域包括ケアシステムの構築、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、保育サービスの拡充や特別な支援を要する子供への対応強化等に取り組んでいます。

特に、近年、急速に進む高齢化、家族状況や近隣関係の変化等により、利用者ニーズが複雑化・多様化しており、介護保険法や障害者総合支援法、子ども・子育て支援法の制定・改正等により新たなサービスが次々に開始され、多様なサービス基盤の整備が必要になっています。

これらのサービス基盤を充実するため、都としても様々な支援策を講じてきましたが、整備に適した土地の確保が困難であること、特に区部において土地代が高いこと等により、整備が進みにくい状況にあります。

一方で、都内の空き家は増加傾向にあり、既存建物の有効活用が課題となっています。今後、利用者が、身近な地域でサービスの提供を受け、家庭的な雰囲気の下で生活し、住民等と交流を図りながら暮らすためには、地域における既存住宅等を活用して、こうした施設等の整備を促進することが重要となっています。

喫緊の課題である待機児童の解消を図るためにも、既存建物や賃貸物件の活用は有効であり、地域の実情に応じて多様な保育サービスを拡充していく必要があります。

2 基準の取扱い

多様化する福祉サービス基盤の中には、利用者が限定され、不特定多数の者が利用しない小規模な施設もあります。また、地域における居住の場を確保する観点から、民家や狭隘な宅地等を活用する事例が増加しているほか、保育サービスにおいては、様々な建物を活用した整備が進められています。

各区市町村においては、こうした状況を踏まえ、これまでもバリアフリー関係基準を弾力的に適用されてきたところですが、改めて、施設の実態等を踏まえた適用をお願いするため、別表の施設等について、具体的に基準の考え方を示しましたので、御参照ください。

(別表)

種別	施設等名(通称)／根拠法令	バリアフリーに関する基準*の考え方	円滑に利用できる理由
高齢者分野	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護／介護保険法第8条第18項 ・認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)／介護保険法第8条第19項 ・看護小規模多機能型居宅介護／介護保険法第8条第22項 ・都市型軽費老人ホーム／老人福祉法第20条の6及び平成22年厚生労働省令第46号(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路を構成する出入口・廊下等・傾斜路・敷地内通路の幅及びエレベーターとその乗降ロビーに関する基準は、バリアフリー法施行令や共同住宅における基準を参考としつつ、それに満たない場合であっても、車いすで通過できるもしくは乗降できる場合は、適用しない。 ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準は、上記のエレベーターが設置されている場合、適用しない。 ・移動等円滑化経路を構成する傾斜路のこう配に関する基準は、介助により車いすでの通行ができる場合は、適用せず、傾斜路の整備が困難な場合は可動式のスロープも可能とする。 ・便所に設けるベビーチェア、ベビーベッドは管理者の一時預かりやおむつ替えができる場所を別に提供できる場合は設置を要しない。 ・浴室等の出入口の幅に関する基準は、利用上支障がない場合、適用しない。 	<p>車いす使用者も含む高齢者等への介護等のサービスを行う施設、また、入所施設機能を有し、特定の者が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため</p>
障害者分野	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護／障害者総合支援法第5条第7項 ・短期入所(ショートステイ)／障害者総合支援法第5条第8項 ・自立訓練／障害者総合支援法第5条第12項 ・就労移行支援／障害者総合支援法第5条第13項 ・就労継続支援／障害者総合支援法第5条第14項 ・共同生活援助(障害者グループホーム)／障害者総合支援法第5条第15項 	<p>主たる利用者が知的・精神障害者等に限定されている場合で、身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路に関する基準 ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準 ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準 ・浴室等の出入口の幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準 	<p>居住用もしくは特定の者が継続的に利用する施設であり、上下階の移動が困難な者が利用せず、かつ、必要に応じて職員による適切な支援が可能であるため</p>
子供分野	<ul style="list-style-type: none"> ・養護児童グループホーム／児童福祉法第41条及び東京都養護児童グループホーム制度実施要綱 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)／児童福祉法第34条の4 	<p>身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化経路に関する基準 ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準 ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準に関する基準 ・浴室等の出入口の幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準 	

種別	施設等名（通称）／根拠法令	バリアフリーに関する基準*の考え方	円滑に利用できる理由
子供分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所／児童福祉法第 39 条 ・ 認定こども園／就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・ 認証保育所／東京都認証保育所事業実施要綱 ・ 小規模保育事業／児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項 ・ 事業所内保育事業／児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項 	<p>児童の体格や子供用の車いすの大きさ等を考慮すると、人的介助による対応が相当程度可能であること、また、バリアフリーに関する基準に定める寸法等に満たなくても円滑な移動等が可能であることから、建築物の状況等を踏まえ、次の基準は適用しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化経路に関する基準 ・ 階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準 ・ 便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準に関する基準 <p>※ 特に、0歳から2歳までの児童は、自立して車いすの利用や上下階の移動、トイレでの洗浄等を行うことが困難であることから、利用児童が当該年齢に限られる場合は、上記の基準は適用しない。</p>	<p>継続的に特定の児童が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため</p>

※バリアフリーに関する基準・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）に基づく移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等